

大阪南労働基準監督署発表
令和8年10月1日

【照会先】
大阪南労働基準監督署
06-7688-5580

最低賃金法違反の疑いで書類送検 (最低賃金額以上の支払いを行わなかった疑い)

令和8年10月1日、大阪南労働基準監督署(署長 しおじり 塩尻 ただし 公)は、下記のとおり、Snowy Magic Japan 合同会社ほか1名を最低賃金法違反の疑いで、大阪地方検察庁に書類送検しました。

記

1 被疑者

- (1) Snowy Magic Japan 合同会社(以下「被疑会社」という。)
本店所在地 大阪市東住吉区駒川
事業内容 小売業
- (2) 同社代表社員A(以下「被疑者A」という。)

2 違反条文等

被疑会社、被疑者Aともに
最低賃金法違反
同法第4条第1項(最低賃金の効力)
同法第40条(罰則)
同法第42条(両罰)

3 事件の概要

被疑者Aは、被疑会社の労働者2名に対し、令和7年9月1日から令和7年10月15日までの定期賃金を、所定支払日に支払わなかった疑いがあるものです。

4 参考事項

- (1) 最低賃金法では、労働者に対し、最低賃金額以上の賃金を支払わなければならないことが規定されています。
- (2) 大阪府最低賃金は令和6年10月1日から令和7年10月15日まで時間額1,114円です。
- (3) 適用法条文は別紙のとおりです。

適用法条文

最低賃金法（抄）

（最低賃金の効力）

第四条 使用者は、最低賃金の適用を受ける労働者に対し、その最低賃金額以上の賃金を支払わなければならない。

（第2項～第4項 略）

（罰則）

第四十条 第四条第一項の規定に違反した者（地域別最低賃金及び船員に適用される特定最低賃金に係るものに限る。）は、五十万円以下の罰金に処する。

第四十二条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、前三条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても各本条の罰金刑を科する。